

- 暴力団員等
- 役員に暴力団員等がいる法人
- 暴力団員等から
資金の提供を受けた個人・法人

は、買受人になれません。
(民事執行法71条5号)

入札の際、入札書ごとに
下記の各書面の提出が必要です。

暴力団員等に該当しない旨の**陳述書** (個人・法人を問わず)

- ※ 入札時に提出がない場合、入札は無効です (追完不可)。
- ※ 記載に不備があった場合、入札が無効となる場合があります。
※提出後の訂正はできません。

住民票

(個人の場合)

資格証明書

(法人の場合)

- ※ 入札時に提出がない場合、入札は無効です (追完不可)。
- ※ 住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、個人番号 (マイナンバー) や住民票コードが記載されていないものを提出してください。
- ※ 入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し

(宅地建物取引業者の場合)

- ※ 有効期限内のものを提出してください。
- ※ この写しを提出する場合でも、陳述書、住民票・資格証明書の提出は別に必要です。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 5月 1日
 奈良地方裁判所執行係
 裁判所書記官 横 山 健 人

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 5月22日から 令和 8年 5月29日まで
開札期日	日 時 令和 8年 6月 5日 午前10時00分 場 所 奈良地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 6月26日 午前10時00分 場 所 奈良地方裁判所執行係
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の当座預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地ですので、①権限を有する行政庁の交付した「買受適格証明書」を有する者及び②買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受けの申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 5月 1日から当庁物件明細書閲覧室(1階執行係窓口前)に備え置きます。	



物 件 目 録

- 1 所 在 奈良市朝日町一丁目
地 番 15番7
地 目 宅地
地 積 304.39平方メートル
- 2 所 在 奈良市朝日町一丁目15番地7
家屋 番号 15番7
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 89.86平方メートル
2階 72.10平方メートル
- (附属建物)
- 符 号 1
種 類 車庫
構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
床 面 積 23.74平方メートル



物 件 明 細 書

令和8年1月20日

奈良地方裁判所執行係

裁判所書記官 毛 戸 憲 宏

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 この書面は、現況調査報告書、評価書その他事件記録上表れている事実及びそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がされる可能性もあります。）。
- 2 記録上に表れた事実等がすべてこの書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点が簡潔に記載されているだけです。したがって、必ず、現況調査報告書、評価書及び「物件明細書の詳細説明」もよく御覧ください。
- 3 買受人が代金納付後に占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。



- 4 対象不動産に対する公法上の規制については、評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 上記の各種「詳細説明」は、当裁判所の物件明細書閲覧室（1階執行係窓口前）に別にファイルに綴って備え置いているほか、「不動産競売物件情報サイト（BIT）」の「お知らせ」メニューにも掲載され、PDFファイルとしてダウンロードすることができます。



物件目録

- 1 所 在 奈良市朝日町一丁目
地 番 15番7
地 目 宅地
地 積 304.39平方メートル
- 2 所 在 奈良市朝日町一丁目15番地7
家屋番号 15番7
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 89.86平方メートル
2階 72.10平方メートル
(附属建物)
符 号 1
種 類 車庫
構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
床 面 積 23.74平方メートル



令和 7年(ケ)第 34号
令和 7年10月30日受理
令和 7年 11月 19日提出

現況調査報告書

奈良地方裁判所

執行官 岡田明男 (印)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 奈良市朝日町一丁目
地 番 15番7
地 目 宅地
地 積 304.39平方メートル
- 2 所 在 奈良市朝日町一丁目15番地7
家屋番号 15番7
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 89.86平方メートル
2階 72.10平方メートル
(附属建物)
符 号 1
種 類 車庫
構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
床 面 積 23.74平方メートル



その他の事項

■目的物件の現況

1 表札等の表示

- (1) 表札の表示「所有者の姓」
- (2) 郵便受けの表示なし

2 目的土地の形状等

- (1) 地積測量図に従って目的土地を概測すると、形状等はほぼ一致した。
- (2) 目的土地と隣接土地の間の高低差は、土地建物位置関係図記載のとおりである。
- (3) 土地建物位置関係図記載のところに、物干場（上屋）が設置されていた。
- (4) 樹木が道路側に越境していた（写真②参照）。
- (5) 玄関付近の地面にひび割れが認められた（写真③参照）。
- (6) 前面道路の現況幅員は、土地建物位置関係図記載のとおりである。
市道で、建築基準法の道路である旨奈良市役所で調査した。

3 目的建物の形状等

- (1) 各階平面図に従って目的建物を概測すると、形状等はほぼ一致した。
- (2) 2階WCのドアノブがなくなっていた。
- (3) 附属建物の車庫は、電動シャッター付きで、天井高さは約1.8mであった。

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■所有者	<p>1 私は、目的建物で居住しています。</p> <p>2 私は、令和2年3月、目的物件を購入するとき、2階南東側洋室で不自然死があったという重要事項の説明を受けました。資料は手元にありません。</p> <p>3 目的物件を購入したままで使用しているので、私がリフォームを加えた事実はありません。</p> <p>4 どういった経緯で乙区に信託登記がされたか分かりません。</p> <p>5 2階奥で蟻の被害があります。</p>
■債権者担当者	<p>1 執行官が信託譲渡に関して、受託者である三井住友信託銀行株式会社に照会した文書ですが、弊社から回答するように回ってきたので、連絡しています。</p> <p>2 信託譲渡は内部の手続きに過ぎません。 本件は所有者の方がお住まいの物件で、1番抵当と2番抵当が付いている通常の物件と考えてくださって結構です。</p> <p>3 委託者兼受益者であるSBIアルヒ株式会社から回答がないようですが、弊社の方でSBIアルヒ株式会社へも回答が不要だと伝えます。</p>

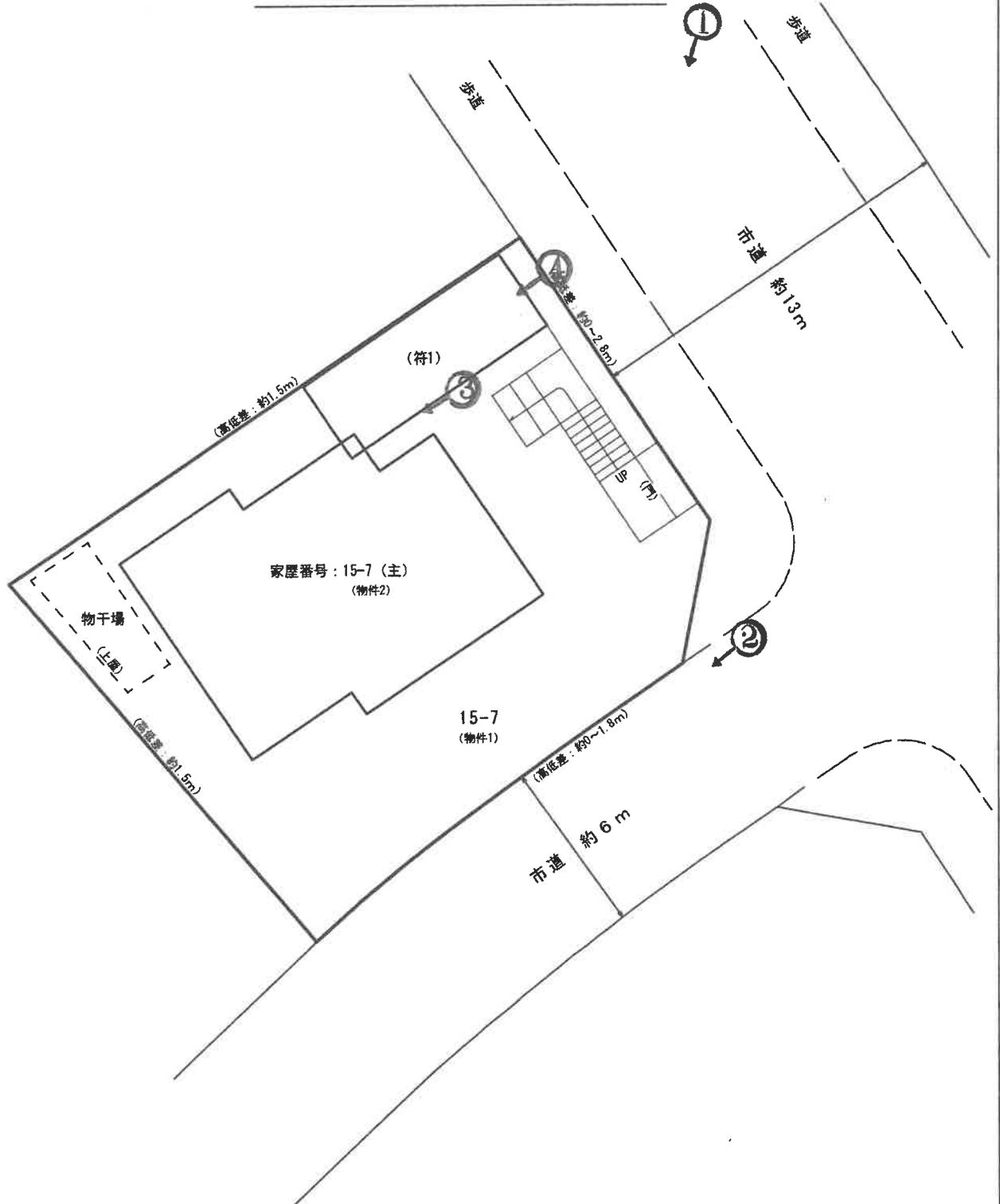
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
7年10月30日 17:00-17:15	物件所在地	物件及び占有確認、照会書投函、写真撮影
7年10月31日 : - :	執行官室	委託者兼受益者、受託者宛照会書郵送
7年11月04日 9:00-9:15	奈良市役所	地番図、家屋平面図請求 道路調査、建築計画概要書請求
7年11月04日 9:30-9:45	奈良地方法務局	目的土地上に目的外建物の登記がないか確認、 地積測量図閲覧、登記事項要約書請求
7年11月04日 14:00-14:05	執行官室	所有者から電話聴取
7年11月13日 14:30-15:10	物件所在地	所有者立会いのうえ立入調査、土地概測、写真撮影、 評価人帯同
7年11月14日 10:20-10:25	執行官室	債権者担当者から電話聴取
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
(特記事項) <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 <input type="checkbox"/>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図

所在 奈良市朝日町 1 丁目 15-7



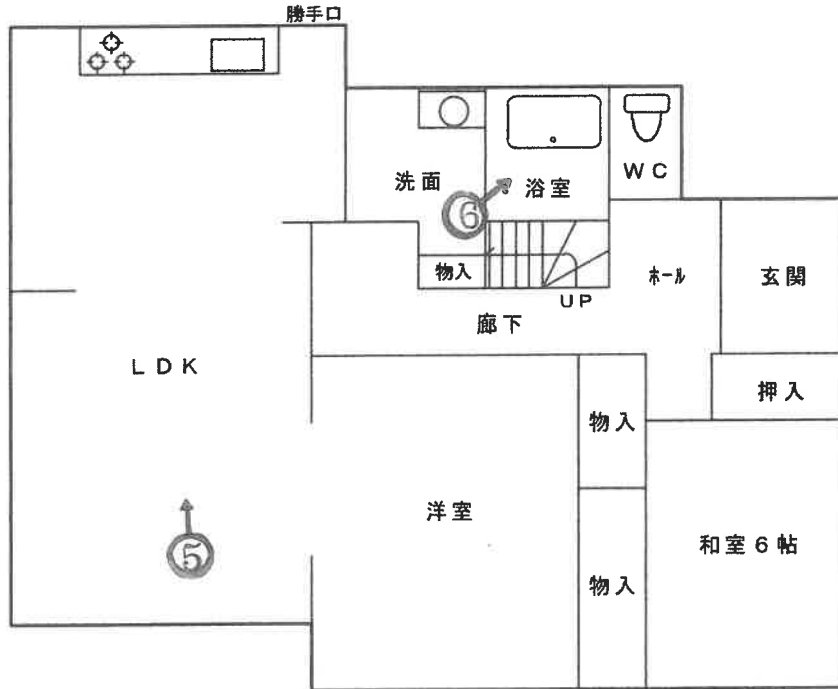
(←○ 写真撮影場所・方向)

※本図面は明示や立会に基づくものではなく、概測によるため専門家による実測とは異なる可能性があります。

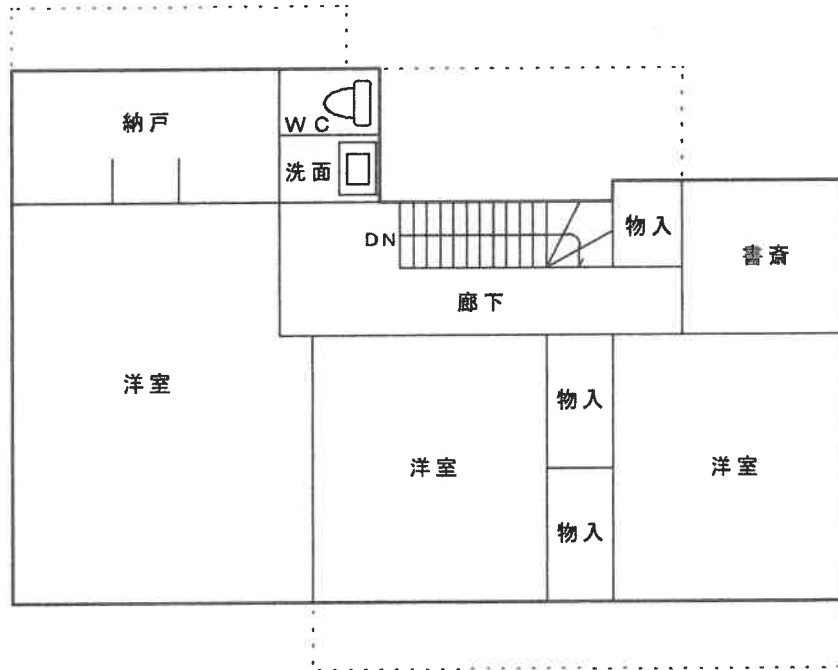
間 取 図

主である建物

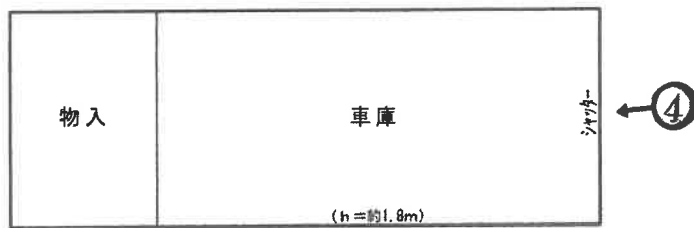
1階



2階



附属建物 符号1



(←○ 写真撮影場所・方向)

※本図面は建物間取りの概略図であり、実際のものとは異なる場合があります。

目的建物



①

附属建物

樹木が道路側に越境



②

(8 枚目)

玄関付近の地面にひび割れあり



③



④



⑤



⑥

(10 枚目)

令和7年(ケ)第34号
令和7年11月13日 現地調査
令和7年11月28日 評 価

奈良地方裁判所 御中

評 価 書

(土地・建物用)

評価人 不動産鑑定士

栗 山 恒

第1 評価額

一括価格	
金17,040,000円	
内訳価格	
物件1	金8,190,000円
物件2	金8,850,000円

1. 一括価格は、物件1及び物件2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
2. 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
3. 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

1. 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
2. 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
3. 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
4. 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

物件番号	所在等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	物件目録に記載のとおり	同左
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	物件目録に記載のとおり	同左
特記事項			
<p>① 植栽が南東側道路に越境していた。</p> <p>② 目的建物の西側の物干場の上屋が設置されていた。</p> <p>③ 所有者の陳述によると、目的建物購入以前に目的建物内にて不自然死（現況調査報告書参照）があったとのことである。</p>			

第4 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	近鉄奈良線「菖蒲池」駅の北方約1.1km（道路距離） （別添「位置図」参照）	
付近の状況	一般住宅が建ち並ぶ住宅地域	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等による個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第1種低層住居専用地域 40% 60% 法22条指定区域 絶対高さ制限10m、外壁後退距離1.5m 都市計画道路（あやめ池登美ヶ丘線、施工済み） 第3種風致地区（あやめ池風致地区）
画地条件	地積 間口・奥行 形状 接道状況	「第3 目的物件」に記載のとおり。 地積測量図のとおり（巻尺を用いた概測により確認）。 概ね整形である。なお、東角に隅切りを有する。 北東側道路より最大約2.8m高い。 南東側道路より最大約1.8m高い。
接面道路の状況	北東側：幅員約 13 m 市道（建築基準法42条1項1号道路） 南東側：幅員約 6 m 市道（建築基準法42条1項1号道路）	
土地の利用状況等	土地利用状況 隣地の状況	住宅及び車庫の敷地 一般住宅、公園
供給処理施設	上水道 ガス配管 下水道	あり あり あり
土壌汚染等	閉鎖登記簿謄本及び過去の住宅地図によると、過去に土壌汚染懸念施設が存在したとは推定できない。目的物件及びその周辺においては、土壌汚染対策法上の要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定並びに水質汚濁防止法に基づく特定事業場の届出はない。土壌汚染の有無及びその程度は不明であり、専門機関による詳細な調査を行わなければ確定できない。	
特記事項	① 玄関ポーチのレンガ敷きにひび割れが認められた。 ② 目的土地は北西側の隣地より約1.5m高い。また、南西側の隣地より約1.5m低い。道路との高低差も有することから擁壁が施工されているが、当該擁壁の安全性、耐久性等は不明である。奈良市開発指導課にて聴取したところ、造成工事に係る許可（許可番号19-158、昭和56年9月22日、検査済証の交付あり）を取得しているとのことである。詳細については管轄官庁にて確認を要する。	

2. 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期、 経済的残存 耐用年数等	建築年月日（登記記載） 経過年数 経済的残存耐用年数	昭和57年3月26日新築 約 44 年 約 0 年
仕 様	構 造 屋 根 外 壁 内 壁 天 井 床 設 備 そ の 他	木造 瓦葺 吹付等 クロス等 クロス等 フローリング、畳等 特記すべき設備はない。 特になし
床面積（現況）	「第3 目的物件」に記載のとおり。	
現況用途等	現況用途 間 取 り	居宅 5LDK
品 等	普通	
保守管理の状態	普通	
建物の利用状況	所有者が住居として使用している。	
特記事項	<p>① 2階トイレのドアノブがなくなっていた。</p> <p>② ①に記載のほか、建物の損傷及び劣化の状態は概ね経年相応程度と思料する。</p> <p>③ 所有者の陳述によると、建物内にて蟻の発生が認められるとのことである。</p> <p>④ 附属建物符号1（車庫）の概要は以下のとおり。 建築時期、経過年数及び経済的残存耐用年数は、主である建物に同じ。 構造：鉄筋コンクリート造、屋根：陸屋根、外壁：吹付等 内壁、天井、床：コンクリート 品等：普通、保守管理の状態：普通</p> <p>⑤ 建物にアスベスト等の有害物質が使用されているか否かは不明である。</p> <p>⑥ 建物の耐震性については、目視した範囲ではその程度を判定することは困難である。なお、建築基準法の新耐震基準は昭和56年（1981年）6月1日施行されている。</p>	

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

① 物件1 (土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ
1	96,100	1.01	304.39	0.88	25,999,000

ア. 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価公示 奈良-14

価格(円/㎡) 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格(円/㎡)

$$93,200 \times 100 / 100 \times 100 / 101 \times 100 / 96 \div 96,100$$

◇ 時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率

◇ 標準化補正 : 画地条件 1.01 (方位1.01)

◇ 地域格差 : 街路条件 接近条件 環境条件 行政条件 格差率

$$100 / 98 \times 100 / 101 \times 100 / 97 \times 100 / 100 \div 100 / 96$$

イ. 個別格差 : 画地条件 1.01 (方位1.04、角地1.02、地勢0.97、規模0.98)

ウ. 地積 : 「第3 目的物件」に記載のとおり。

エ. 建付減価補正率 : 建物と敷地との適応性、建物と環境との適合性等を考慮した。

② 物件2 (建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ
2・主である建物	140,000	161.96	0.04	907,000
2・附属建物符号1	140,000	23.74	0.04	133,000

計 1,040,000

ウ. 現価率

主である建物

経過年数44年、経済的残存耐用年数0年、経済的全耐用年数25年、残価率5%の耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

$$\text{現価率} = \{ \text{残価率} 0.05 + (1 - 0.05) \times (\text{経済的残存耐用年数} 0 \text{年} / \text{経済的全耐用年数} 25 \text{年}) \} \times (1 - \text{観察減価} 0.30) \div 0.04$$

附属建物符号1

経過年数44年、経済的残存耐用年数0年、経済的全耐用年数40年、残価率5%の耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

$$\text{現価率} = \{ \text{残価率} 0.05 + (1 - 0.05) \times (\text{経済的残存耐用年数} 0 \text{年} / \text{経済的全耐用年数} 40 \text{年}) \} \times (1 - \text{観察減価} 0.30) \div 0.04$$

2. 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、以下のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合		土地利用権等価格 (千円未満四捨五入) ア×イ (円)
		イ		
1	25,999,000	0.50	法定地上権	13,000,000

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等 価格の控除 及び加算(円) イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (円)
						(万円未満四捨五入、最低額1万円) (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	25,999,000	- 13,000,000	1.00	0.90	0.70	8,190,000
2	1,040,000	+ 13,000,000	1.00	0.90	0.70	8,850,000
一括価格 (合計)						17,040,000

ウ. 占有減価修正

占有減価修正の必要はないと判断した。

エ. 市場性修正

目的建物内にて不自然死が発生した経緯があるとの所有者の陳述があること等を考慮した。

オ. 競売市場修正

第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1. 地価公示標準価格

標準地番号 : 奈良-14
所在・地番 : 奈良市敷島町1丁目547番13
価 格 : 93,200円/㎡
位 置 : 近鉄奈良線「菖蒲池」駅 850m
価格時点 : 令和7年1月1日
地 積 : 234㎡
供給処理施設 : 水道、ガス、下水
接面街路 : 北東6.2m市道
用途指定等 : 第1種低層住居専用地域 (建ぺい率40%、容積率60%)
地域の概要 : 中規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域

2. 固定資産税評価額 (令和7年度)

物件1 : 20,532,323円
物件2 : 2,536,648円 (居宅)
256,212円 (車庫)

第7 附属資料

1. 位置図
2. 付近見取図
3. 公図写し
4. 地積測量図写し
5. 建物図面写し
6. 土地建物位置関係図
7. 間取図

以 上

物 件 目 録

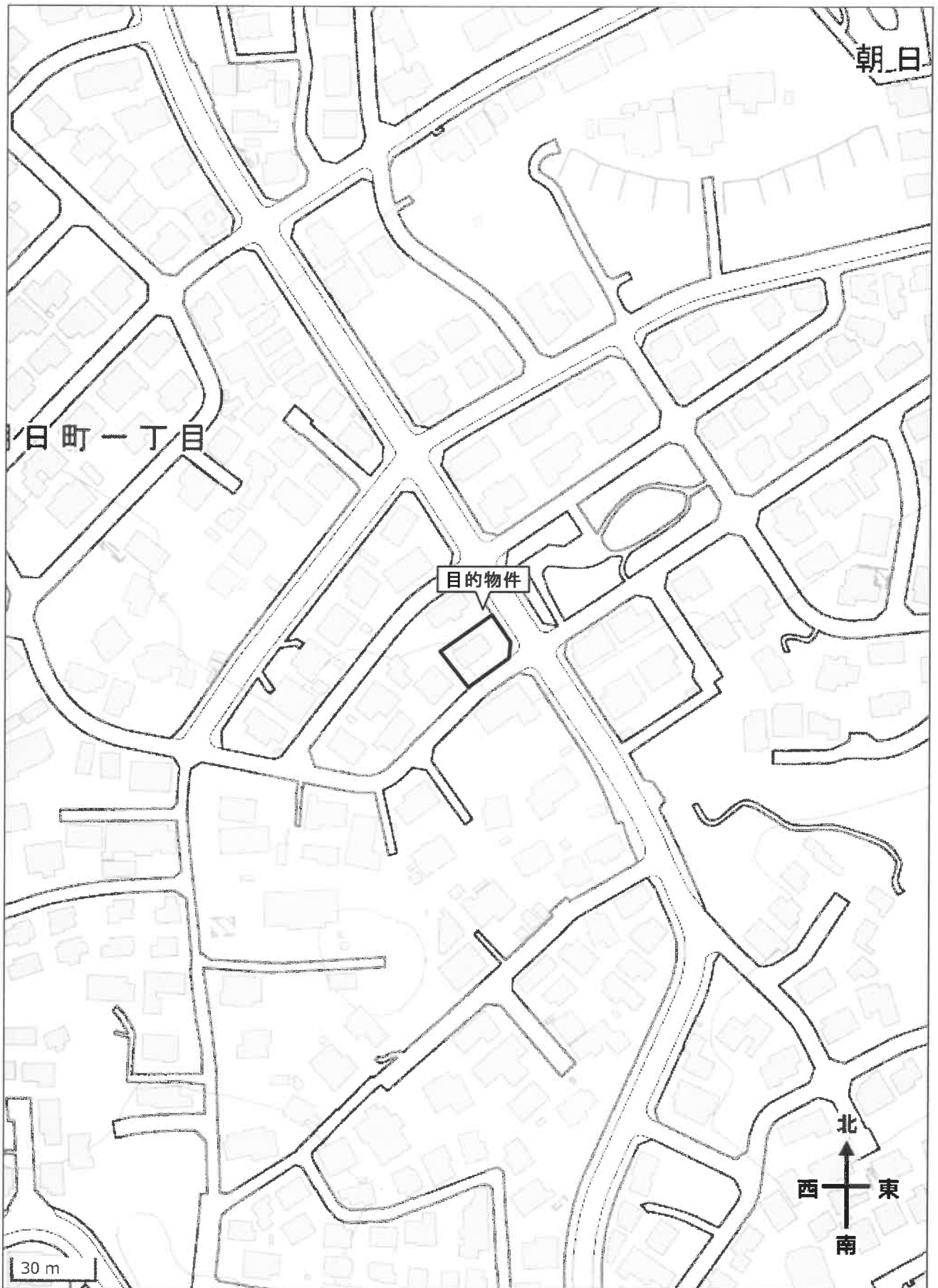
- 1 所 在 奈良市朝日町一丁目
地 番 15番7
地 目 宅地
地 積 304.39平方メートル
- 2 所 在 奈良市朝日町一丁目15番地7
家屋番号 15番7
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 89.86平方メートル
2階 72.10平方メートル
(附属建物)
符 号 1
種 類 車庫
構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
床 面 積 23.74平方メートル



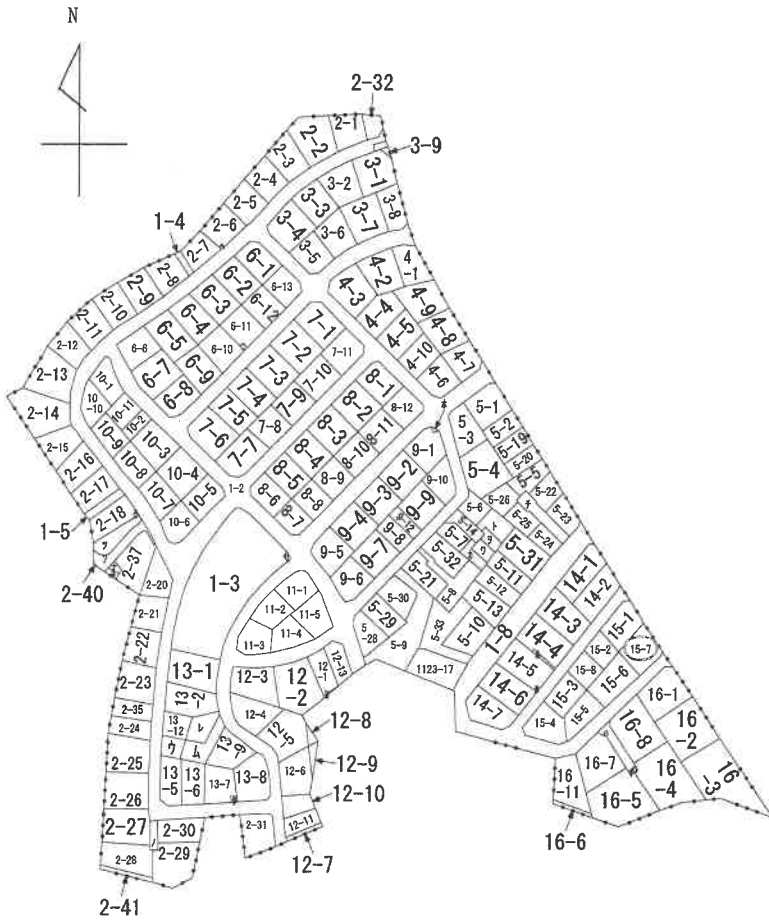
地理院地図
GSI Maps



地理院地図
GSI Maps



イ 16-10 ハ 1-7 ホ 9-11 ト 5-15 リ 13-11 ル 14-9
 □ 16-9 ニ 6-14 ヘ 2-33 チ 5-27 ヌ 14-8 つづく



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部分	所在	奈良市朝日町一丁目			地番	15番7		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系又は番号は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年11月12日
 奈良地方法務局

請求番号：3-1
 (1/2)

登記官

登記年月日：昭和50年5月19日

703246

地積測量図

地番	15-1-2-6-7
土地の所在	奈良市朝日町1丁目

製作年月日
昭和50年4月20日

申請人

15-2番に付録面積並



15-1

1	14.71	0.49	71.2079
2	14.98	1.06	29.3608
3	15.46	1.00	29.3740
4	16.10	1.84	29.6240
5	16.89	1.77	29.8953
6	17.82	1.69	30.1158
7	18.90	1.63	30.8070
8	21.06	15.52	326.8512
9	18.64	6.62	123.3968
10	10.92	2.19	23.9148
計			660.5476
平米			330.2738

15-7

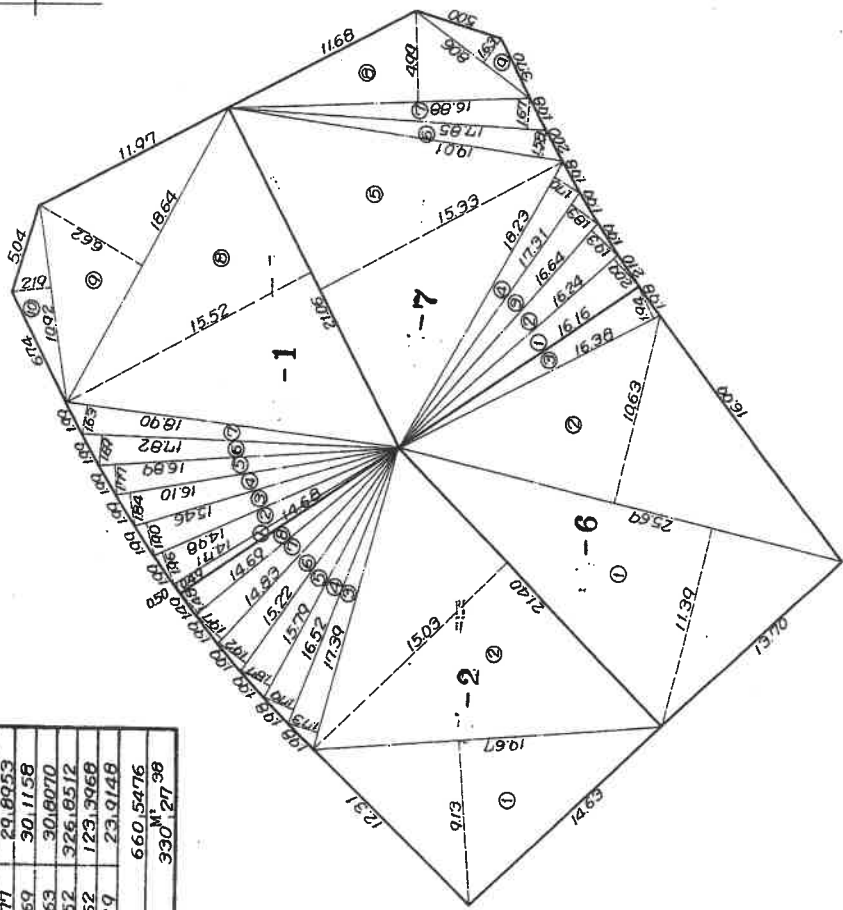
1	16.24	2.09	33.0416
2	16.64	1.93	32.1152
3	17.31	1.83	31.6773
4	18.23	1.70	30.9910
5	21.06	15.33	322.8498
6	19.01	1.58	30.0358
7	17.85	1.67	29.8095
8	16.88	4.09	84.2312
9	8.06	1.63	13.1378
計			608.1792
平米			304.0946

15-2

1	19.67	9.13	179.5871
2	21.40	15.03	321.6420
3	17.39	1.73	30.0847
4	16.52	1.79	29.3708
5	15.79	1.87	29.5273
6	15.72	1.92	29.2224
7	14.83	1.97	29.2151
8	14.64	1.48	21.7412
計			670.5906
平米			335.2953

15-6

1	25.69	11.30	292.6091
2	25.69	10.63	273.0847
3	16.38	1.94	31.0772
計			597.4710
平米			298.7355



縮尺 1/300

(本文裏印)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年11月12日 奈良地方法務局

登記官

公用

703241

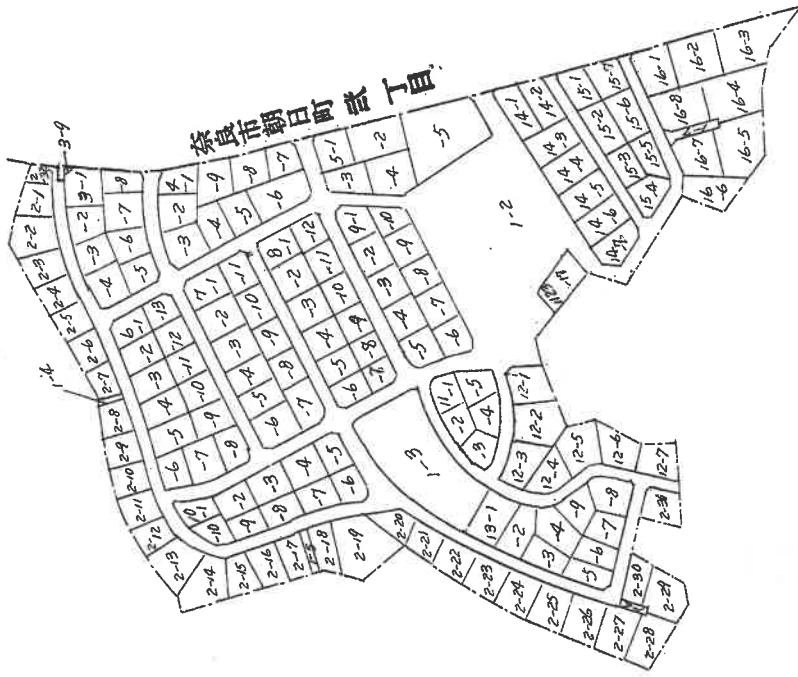
地積測量図



昭和 年 月 日
作製 年 月 日
作製者

申請人

(英文鑑印)



地番	1-2 (1-2), 14-1, 15-1, 16-1, 17, 18-1, 1-7
土地の所在	奈良市朝日町 / 丁目

残地計算

1-2	26,449.56655
14-1	370,989.25
2	358,541.25
3	330,923.10
4	342,567.20
5	340,366.40
6	342,163.85
7	329,481.10
15-1	330,273.80
2	335,295.30
3	287,355.05
4	269,960.55
5	297,650.55
6	298,735.50
7	304,374.60
16-1	433,879.90
2	398,936.95
3	537,463.80
4	468,774.10
5	593,651.95
6	504,002.05
7	409,925.10
8	479,229.45
1-7	1,267,995
1-2	17,972,746.00

26,449.56655
- 847,682.25
17,972,746.30

縮尺 1/3000

登記年月日：昭和50年5月19日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年11月12日

奈良地方務局

登記官

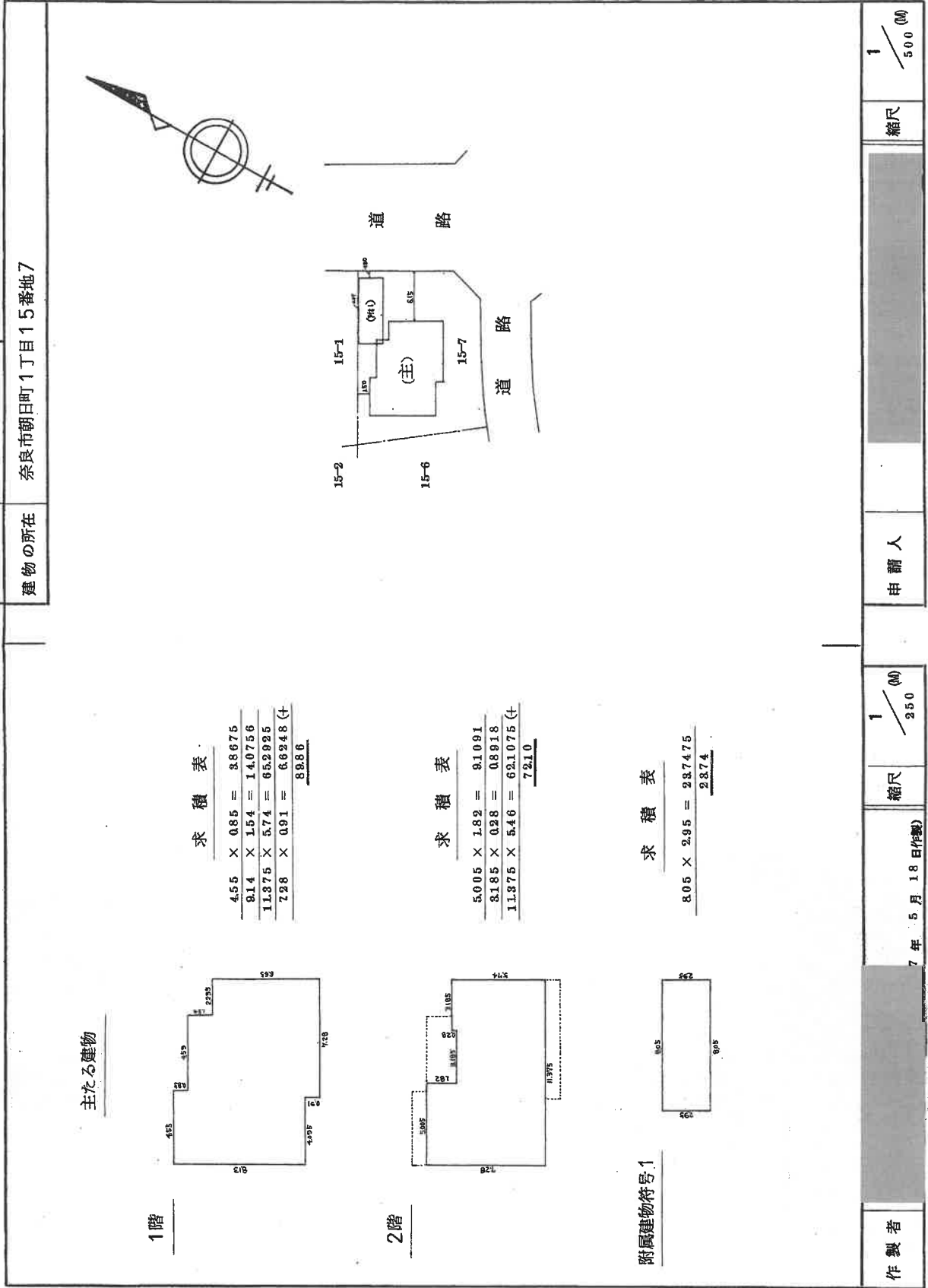
公用

登記年月日：昭和57年5月19日

003852
面図
各階平面図

家屋番号 15-7
建物の所在 奈良市朝日町1丁目15番地7

各階平面図



これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

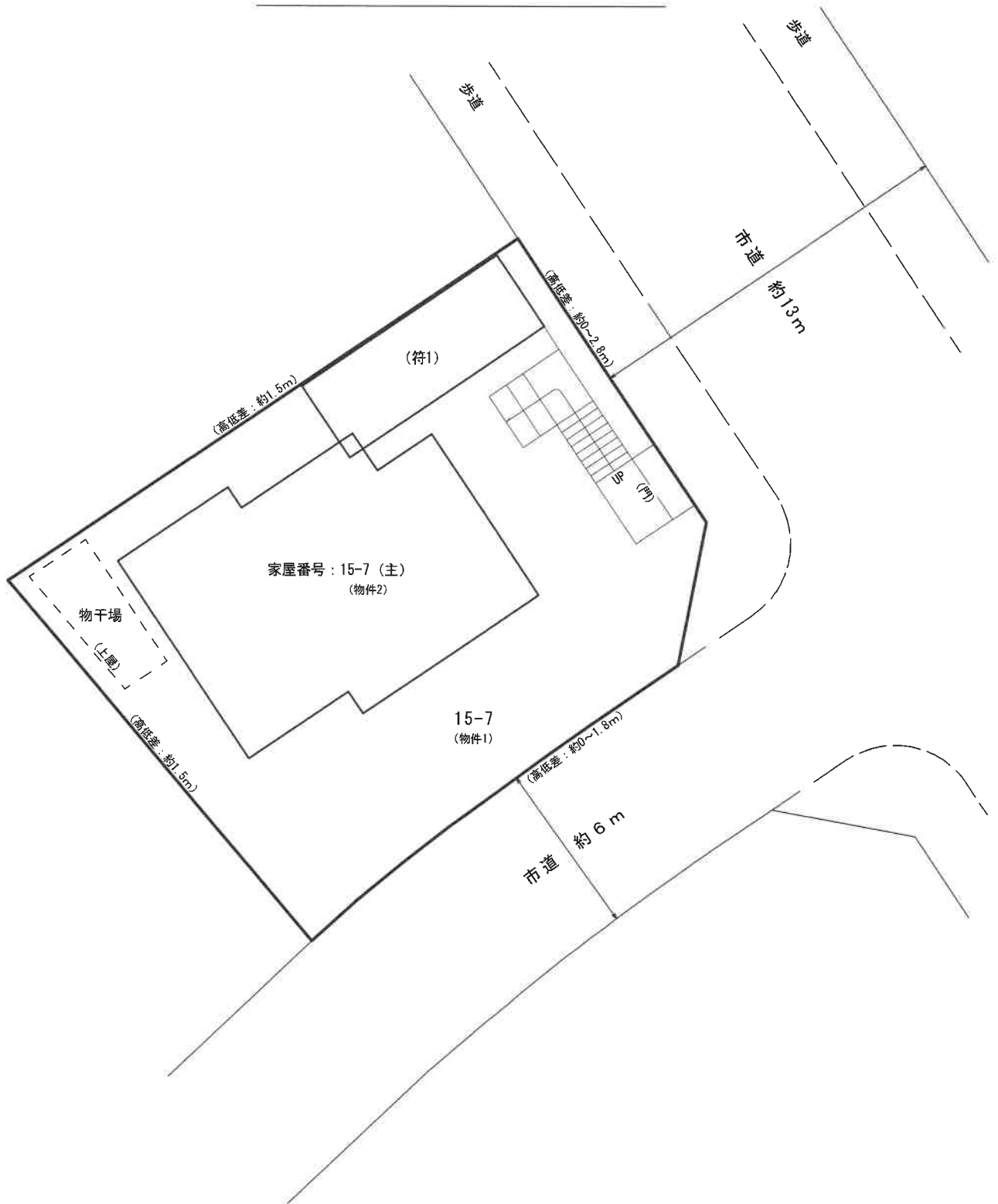
令和7年11月12日

奈良地方公務局

登記官

土地建物位置関係図

所在 奈良市朝日町1丁目15-7

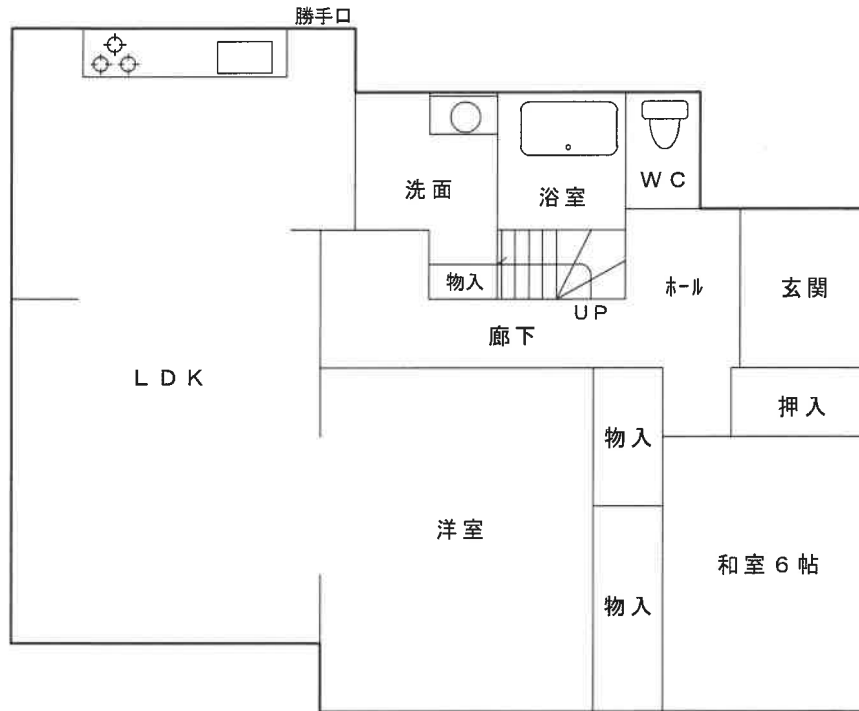


※本図面は明示や立会に基づくものではなく、概測によるため専門家による実測とは異なる可能性があります。

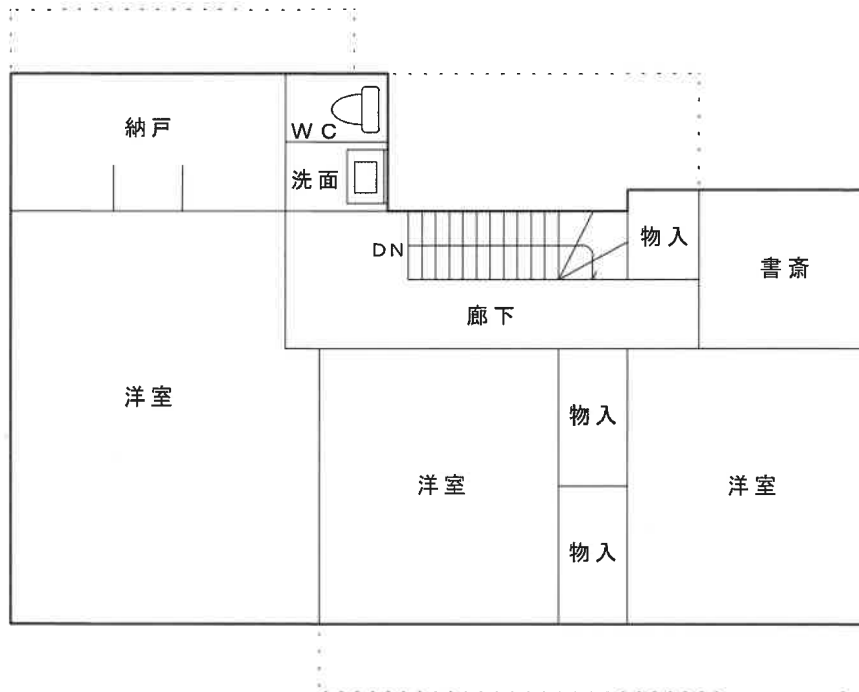
間 取 図

主である建物

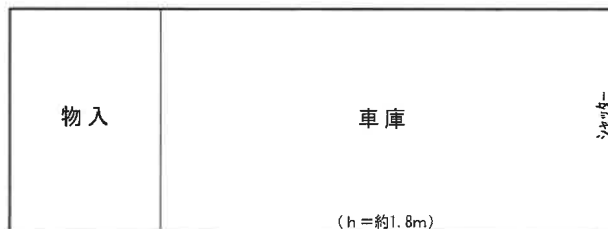
1階



2階



附属建物 符号1



※本図面は建物間取りの概略図であり、実際のものとは異なる場合があります。